

社会福祉法人 日照養徳園

役員費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人日照養徳園(以下「法人」という。)の役員が、法人の業務を遂行するために要した費用を弁償するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれに当該各号に定めるところによる。

- (1) 「役員」とは、法人の定款により定められた理事及び評議員及び監事並びに苦情解決第三者委員、評議員選任解任委員をいう。
- (2) 「費用弁償」とは、法人における理事会、評議員会、監事会又は苦情処理委員会、評議員選任解任委員会に出席した場合における出席旅費又は法人の業務遂行のため出張した場合の出張旅費をいう。

(費用弁償の支給)

第3条 役員が法人における理事会、評議員会、監事会又は苦情処理委員会、評議員選任解任委員会に出席した場合には、1日につき3,000円を支給する。

2 役員が理事長の命により出張した場合は、旅費を支給する。

3 ただし、役員が法人の運営する施設の職員を兼務する場合、出席旅費は支給対象としない。

(旅費の計算)

第4条 前条第2号に規定する旅費のうち、日当及び宿泊料の額については、法人旅費規程別表の管理監督者を準用する。

(旅費の準用)

第5条 この規程に定めるもののほか、旅費の支給に関しては、法人旅費規程を準用する。

附 則

この規程は、平成18年8月1日から施行する。

平成19年7月24日 一部改定。

平成30年3月30日 一部改定